



原告の60代の女性。自分で縫った雑巾について話してくれた
=1月、宮城県内

「苦しんで生きてきた」

「お姉さん、頑張ってるね。不妊と姉を見送った。」

判をしなければ何も変わらな
と提訴を決めた。

妊手術を強いられた60代の女性がつぶやいた。約40年間生活を共にしてきた義理の姉が、知的障害のある女性に代わり、訴訟の準備を進めてきた。「当事者は苦しんで、ひた隠しにして生きてきた。姉は30日に開いた提訴後の記者会見で障害者差別の解消を訴えた。

女性は、食器を洗ったり洗濯物を畳んだり家事の手伝いもでき、簡単な日常会話は可能だ。姉も「個性を生かすことができれば、障害があっても明るく生きられる」と話す。

差別解消訴える原告女性の姉

「かわいいでしょ。今月下旬、宮城県の自宅で女性は自分で縫った雑巾を手に話した。緑やオレンジなど色とりどりの糸で刺しゅうした星やネコ。福祉事業所で得意の洋裁をしたり介護施設で友人と折り紙や体操をしたりして毎日を通す。提訴した30日の朝は「私はちゃんと(留守番)しているか」と繰り返すだけ。「裁

「あまりに残酷だ」。姉は県に情報開示を求め、「遺伝性精神薄弱」との診断で手術されたことが昨年7月、分かった。1歳の時に手術を受け、麻酔の影響で知的障害になったと家族から聞いており、説明が食い違ふ。国も「当時は適法だった」「実態調査は考え書者が立ち上がり社会が変わるこ

不妊手術 山口県7人

旧優生保護法下、資料確認

旧優生保護法(1948

に確認された。1月25日

96年)の下、知的障害な

点でまとめた共同通信の調

山口県によると、資料は

秋田県で新たに確認され

どを理由に不妊手術が繰り返

査に山口県は「なし」、秋

象者の氏名や年齢が記され

たのは、手術適否を審査

返された問題で、個人名記

載の資料が山口県に7人

ている。内訳は男性1人、

する優生保護審査会の関

分、秋田県には14人分現存

いた。現存する個人名記載

女性6人。成人6人、未成

連資料。氏名や住所など

していることが2日、新た

の資料は20道県で2725

年1人で、いずれも本人の

が記されていた。男性5

未成年10人で、いずれも本人同意はなかったとみられる。

旧厚生省の衛生年報などによると、旧法下で本人同意がなく強制で手術を受けたのは1万6475人。厚生労働省は障害者らの本人同意があった手術の件数はまとめていないという。

一方、日弁連は国の優生保護統計報告などから、同意のない強制手術は1万6475人、同意分を含めると2万40991人になるとしている。